

# 全自動錠剤分包機仕様書

## 1 物品名

全自動錠剤分包機

## 2 納入場所

光市立大和総合病院 薬剤部

(山口県光市大字岩田974番地)

## 3 構成・数量等

### 【構成】

(1) 全自動錠剤分包機に関しては以下の要件を満たすこと。

3-1 MIRAI/AZ (NEC) より処方情報を受信し、当院で使用している調剤支援システムを利用し錠剤・カプセルの一包化が行えること。

3-2 当院開発の内服三点認証システムの運用ができ、それに伴う (ID、名前、服用日、服用曜日、用法、処方区分、三点認証用バーコード、薬品名、用量、分包内の個数) 印字ができること。

3-3 本体寸法は、W1200×D640×H2000mm 以内であること。

3-4 一包化速度は実際の処方に基づいた分包においても分包速度は 54 包/分以上であること。

3-5 4 インチ以上のタッチパネルを本体前面部に備え、手まき錠剤コンベア情報や充填カセット情報エラー情報の表示ができること。

3-6 分包履歴を参照できること。

3-7 分包履歴のデータを繰り返し分包できること。

3-8 分包する順番は自由に選択でき、緊急の処方データを優先的に分包できること。

3-9 カセットに登録されていない薬品一覧を、モニターに表示できること。

3-10 全てのカセット棚はカセットを設置する際に IF コードを自動的に読み取り、薬品種を識別できること

3-11 カセット装着方法は、引き出し方式であること。

3-12 セット収納数は、270 種以上搭載可能であること。

3-13 錠剤の収納カセットが帯電防止性、防湿性に優れていること。

3-14 錠剤カセットには、薬品画像のシール等で薬品の確認ができるなど、充填ミスを防ぐ工夫 (チェック機能) が施されていること。

3-15 カセット充填時、他の番号の位置へカセットを挿入しても、誤った薬品が分包されない機能があること。

3-16 錠剤カセットの配置換えが容易に行えるようカセット種は 1 種類であること。

3-17 カセットは、薬品の使用頻度に合わせて自由に配置を変更できること

3-18 カセットは、一つずつの固有の ID が割り振られたコードを装備していること。

3-19 手まき錠剤コンベアは過誤防止と合理性のため、用法ごとに点灯する LED を標準搭載してい

ること。

- 3-20 手まき錠剤コンベアは 66 マス自動式であり、分包機本体での確認・照合ができること。
- 3-21 手まき錠剤コンベアは、全てマス目の底面が開閉する機構であり、錠剤が詰まりにくいこと。
- 3-22 手まき錠剤コンベア使用時に、GS1 データバーによる薬品照合ができること
- 3-23 錠剤の手まき作業用の手まき錠剤コンベアを装備していること。
- 3-24 手まき錠剤コンベアは装置内に収納できること。
- 3-25 分包紙への印字レイアウトを複数持ち区分に応じて設定できること。
- 3-26 分包紙のカットが自由に設定できること。
- 3-27 Windows フォント機能を標準搭載し、モニターに表示された通りに分包紙に印字すること
- 3-28 分包紙には以下の項目を印字できること  
文字、記号、イラスト、ロゴ、バーコード、二次元コードなど
- 3-29 分包機の印字は全行熱転写方式であること
- 3-30 複数の分包紙の印字はレイアウトを作成し、処方区分などに応じて使い分けられること。
- 3-31 分包紙の幅を任意に設定が可能であること。
- 3-32 使用する分包紙は薬品に対しての品質保持に優れていること。また、シールずれしない二つ折り分包紙を採用し交換も容易であること。
- 3-33 薬剤部内で使用する分包紙は、共通性を持たせることにより分包紙の発注・在庫管理業務が効率的になるため、散薬分包紙及び錠剤分包機ともに共通規格分包紙であること。
- 3-34 分包機操作・管理用のパソコン（制御用パソコン）はインテル Core i3 13100 相当以上で、モニターは 22 インチワイド以上、解像度 1,920×1,080 以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付キーボードおよびマウスを有していること。

#### 【数量】

- ・自動錠剤分包機本体：1 台
- ・制御用パソコン：1 台

(参考該当品)

メーカー	機種名	台数	型式
TOSHO	全自動錠剤分包機	1	Xama-2720EU

#### 4 設置・保守・その他

- 4-1 設置にあたり、当院が用意した一次側設備以外に必要な改修工事等があれば当院担当職員と協議の上で落札者において施行すること。
- 4-2 本調達に伴う、撤去、搬入、据付、配線、配管及び調整については、当院担当職員と事前協議の上で落札者において施行すること。
- 4-3 装置の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は落札者が実施すること。
- 4-4 障害時において、復旧のための通報を受けてから、速やかに現場で対応できる体制であること。
- 4-5 本機器の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。

- 4-6 納入後 1 年間は、無償で保守作業を実施すること。1 年後からの保守に関しては年間保守契約に加入すること。
- 4-7 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に十分に行うこと。取り扱い説明、教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、当院担当職員と協議の上、決定すること。
- 4-8 導入機器の日本語版の取扱説明書を 1 部備えること。また、取扱説明書を PDF ファイル形式化したものも提供すること。
- 4-9 導入された機器が仕様書に記載された要件を満たしているか判断するため、落札者が正常に動作することを示した上で、当院担当職員の承認を得た上で引き渡すこと。
- 4-10 その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 4-11 納入する機器は、すべて未使用であること。
- 4-12 納入するまでの間に装置の使用変更やバージョンアップが生じた場合は、最新の仕様で引き渡すこと。
- 4-13 入札対象品と入れ替えに撤去予定である当院既設の錠剤分包機の撤去費及び撤去後に伴う費用を含むものとする。
- 4-14 機器のバージョンアップ等必要な情報を適宜提供すること。

## 5 納入期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）まで